

## 1 基本理念

子どもが、自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として明るく健やかに成長することは、すべての市民の願いです。

子どもは、人と人との関わりのなかで切磋琢磨することで、主体的に判断し行動する「生きる力」と、自分を認めながら他人も認め、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を身につけます。

学校教育の果たす役割の重要性はもちろんですが、子どもが生まれてはじめて関わる社会である家庭における教育や、地域の人々とのふれあいが、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

また、本市でも少子化は確実に進んでいます。結婚や出産は個人の価値観や自己決定権の問題ですが、社会的・経済的に支援が必要な家庭に対する積極的な支援体制の整備など、子育てに夢と希望を感じる地域社会づくりは重要な課題です。

子どもをめぐる社会状況の変化に伴い、明らかになった課題を解決するには、市民と市がそれぞれ共通の理念のもとに連携しあい、協働して互いの役割を果たし合うことが必要です。

その際には、乳幼児期から青年期に至る子どもの生活のすべての領域にわたって、総合的な視点で取り組むことが求められています。

箕面市に生まれ育つすべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、4つの基本理念を定めます。

### (1) 子どもが明るくのびのび育つまちづくり

子どもが、国籍、出生、性別、障害の有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性とその能力がいかされ、個人が大切にされるまちづくりをめざします。

### (2) 子どもが輝くまちづくり

子どもは、人と人とのふれあいをとおし切磋琢磨しながら、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性が養われ、主体的に判断し、行動し、自らを律しつつその義務を果たし、たくましく生きることができるよう育っていきます。

子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重し、子どもが輝くまちづくりをめざします。

### (3) 大人と子どもの協働によるまちづくり

大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚しながら、子どもの意見表明の機会を確保し、互いに教えあい学びあい、共に育つまちづくりをめざします。

### (4) 安心して子育てができるまちづくり

子どもが心豊かに健やかに育つために、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅その他の幅広い分野において、保育所・幼稚園・学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、強く連携しながら、安心して子育てができるまちづくりをめざします。

## 2 基本目標

すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを実現するため、先に示した4つの理念に基づき、子どもが、自ら「生きる力」をはぐくむことができるよう、保育所・幼稚園・学校、家庭、地域が連携するとともに、大人と子どもが互いに信頼し合える多様な人間関係づくりに努める必要があります。

また、箕面市のまち全体が、子どもにとってのびのびと育つことのできるまち、安心して子どもを育てることのできるまちとなる必要があります。

これらのことを実現するために、第四次箕面市総合計画のリーディングプランの「取り組みの基本方向」を継承し、新子どもプラン（次世代育成支援対策行動計画）における基本目標として以下の8項目を掲げ、施策を推進します。

### （1）家庭における子育ての見直しと地域における子育て環境の整備

家庭における教育が子どもの成長には重要な役割を果たしています。子どもの保護者には、子どもを受け止める包容性と社会のルールなどを教える規範性の両面を持つことが必要です。そうした生活を通じて家庭のきずなは強くなっていくものですが、規範性の希薄化が指摘されているため、家庭教育の重要性を再認識する取り組みを進めます。また、都市化や核家族化の進行により、育児に不安を抱える保護者に対し地域での支援体制・相談機能を強化するなど、子育て環境を整えていきます。

### （2）保育サービスの量的・質的充実

次世代育成支援の観点から、子育ての社会的意義を認識し、社会全体で負担を軽減することにより、子どもを生むことを抑制している要因を軽減していくことが求められます。したがって、保育所や幼稚園をはじめとするさまざまな保育サービスを量・質ともに充実させ、仕事と家庭の両立、また、地域の子育て支援の両面から安心して子育てできる環境を整えます。

### ( 3 ) 子育て世代に対する労働環境の整備

労働環境の厳しさが子育ての環境を阻害する要因の一つとなっています。男女協働参画社会を促進する意識の醸成、子育て中の労働時間短縮、育児休業制度の整備など子育てと仕事を両立できる環境を整えていくため、啓発活動を行っていきます。

### ( 4 ) 子どもの遊び場づくり

子どもは豊かな自然の中での遊びを通して自然や社会のルール、人間関係を学んでいきます。しかし、都市化など環境の変化や情報化の進展により子どもの遊びの場・質は変化しています。学校施設等を利用して子どもの自主性や感性を育むための自由に遊べる場を確保していきます。

### ( 5 ) 子どもの文化的・社会的活動の支援

子どもたちの様々な可能性を導き、健やかな成長を育むため、多様な自然体験・社会体験を可能にする生活環境の形成を進めていきます。

また、社会に新しい息吹をもたらす子どもたちが、自主的に活動できる場の確保や機会の提供を図っていきます。

さらに、子どもの伸びやかな成長を願う市民の団体活動を支援し、子どもを対象とした各種イベントを地域の特性に合わせて展開していきます。

### ( 6 ) 教育内容の充実と開かれた学校づくり

学校週5日制のもと、子どもたちに基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図ります。そのなかで、国際化、情報化等社会の進展に対応し、これまで地域と連携して進めてきた総合学習などの成果を生かしながら、子どもたちの主体的な学習活動と興味・関心・意欲を重視した豊かな人間性と創造力を育む教育の充実を図っていきます。一方で、子どもたちが安全に学校生活を送れるよう安全管理の充実を図っていきます。

教育センターを中心に教育に関する研究を進め、情報発信に努めるなど各学校の教育活動を支援します。学校内におけるトラブルの速やかな調整・解決を図る第三者機関（教育問題調整委員会）や学校協議会などを活用し、より開かれた学校づくりを進め、家庭や地域との交流・連携による教育環境を整えていきます。

.....

### (7) 健全育成と自立支援

子どもたちが自己の個性を理解し、主体的に自らの進路を切り拓く力を育てる教育を推進するとともに、若者を含む就労困難者や失敗や挫折などを体験した子どもたちに対しては、進路相談、就労のための情報提供など、自立に向けての支援を行います。

また、子どもたちが伸びやかに育つ環境づくりや問題行動への適切な予防対策などには、家庭はもとより、学校や地域での取り組みが必要なことから、その連携体制を強化していきます。

### (8) 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

地域での子育て支援や学習活動は、高齢者と子どもたちとの世代を越えた交流を促します。子どもたちにとっては、日常からいろいろな世代の人と接することで自然に社会性を身につけ、高齢者の持つ豊かな知識や技術にふれることで、人生やものの大切さ、伝承文化などを学ぶ機会となります。

また、市民の多様な層からなる地域活動においても多世代交流を推進し豊かな人間関係のつながりを形成します。

## 3 プランの位置付け

### (1) プランの位置付け

平成13年3月、市及び教育委員会は、「箕面市子ども条例」の理念を具体化するため、教育と福祉の枠を越えた総合的な子ども施策を推進する「箕面市子どもプラン」を策定しました。

この子どもプランは、「第四次箕面市総合計画（みのおプラン2010）」の基本構想で示された基本目標のもと、子どもを取り巻く社会の動向や課題を整理し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、総合的な子育て支援策の方向性と具体的な施策を示したものです。

また、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が公布され、市町村に行動計画の策定が義務づけられました。行動計画の趣旨及び対象施策の範囲は「子どもプラン」と重なるものであったため、本市においては、「箕面市子どもプラン」に最近の情勢の変化に対応した内容を修正・追加し、「箕面市新子どもプラン」＝「箕面市次世代育成支援対策行動計画」として位置づけます。

本計画策定にあたっては、平成12年度実施の「箕面市子どもの生活実態調査」、平成15年度実施の「箕面市市民満足度アンケート」及び「箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査」の結果を参考にしました。

今後、子どもに関わる施策については、このプランを基本に、施策を総合的にすすめる体制を構築し、市民と市、大人と子どもの協働のもと展開していきます。

また、毎年度実施される第四次箕面市総合計画の実施計画進行管理制度（行政評価制度）等の中で、個々の事業を点検しながら実施していきます。

なお、このプランは、ひとり親家庭に対する支援策も包含しており、母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭等自立促進計画としての位置づけも行います。

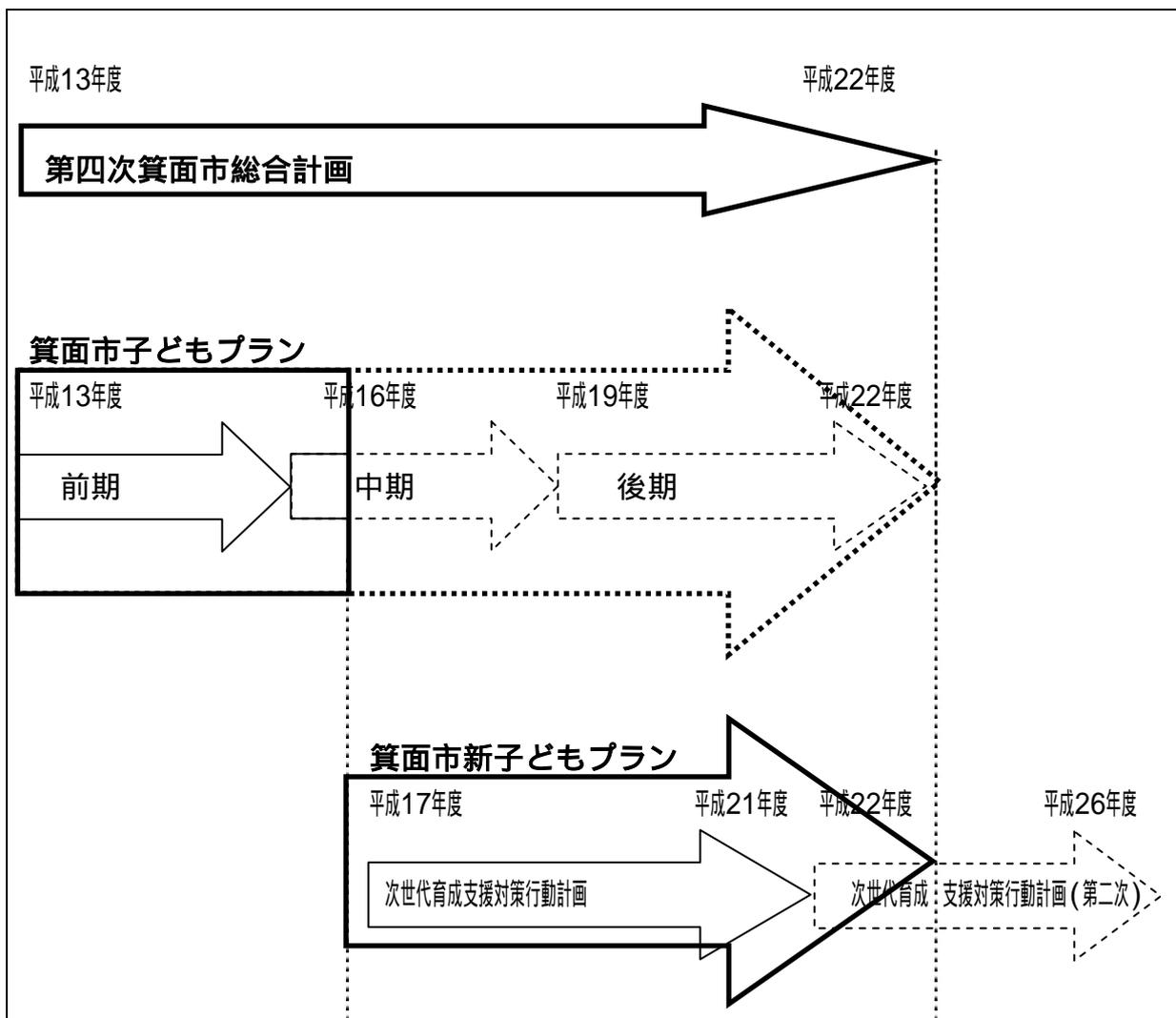
#### 関連条例および計画等

- ・ 箕面市まちづくり理念条例
- ・ 箕面市市民参加条例
- ・ 箕面市非営利公益市民活動促進条例
- ・ 箕面市子ども条例
- ・ 箕面市人権宣言
- ・ 箕面市青少年健全育成都市宣言
- ・ 箕面市人権施策基本方針
- ・ 箕面市人権教育基本方針
- ・ 箕面市人権保育基本方針
- ・ 健康みのお21
- ・ 第2次箕面市障害者市民の長期計画（みのお N プラン）
- ・ 第4期箕面市男女協働参画推進計画
- ・ 箕面市国際化推進計画
- ・ 箕面市スポーツ振興指針・振興計画
- ・ 箕面市子ども読書活動推進計画
- ・ 箕面市就労支援基本計画

(2) プランの期間

「子どもプラン」は、「第四次箕面市総合計画（みのおプラン2010）」に基づき、平成13年度（2001年度）を初年度とし、平成22年度（2010年度）までの10カ年を計画期間としていました。したがって、「子どもプラン」を改訂した「新子どもプラン」の計画期間は平成22年度までとします。

次世代育成支援対策行動計画第一次計画については、法律に定められた平成17年度から平成21年度までを計画期間として実施点検していきます。また、この後、平成22年度から平成26年度までを計画期間として、次世代育成支援対策行動計画の第二次計画を策定する予定です。



(3) プランの対象

このプランが対象とする子どもは、児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条並びに箕面市子ども条例第2条に基づき18歳未満の者とします。

## 4 プランの体系

子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして

### 基本理念

子どもが明るくのびのび育つまちづくり  
子どもが輝くまちづくり  
子どもと大人の協働によるまちづくり  
安心して子育てができるまちづくり

### 1 家庭における子育ての見直しと地域における子育て環境の整備

- (1) 家庭・地域における子育て・親育ちへの支援
- (2) ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり
- (3) 子どもの健康づくり
- (4) 障害のある子どもの支援
- (5) 情報、相談体制の整備
- (6) 教育コミュニティの形成
- (7) 人権文化の推進

### 2 保育サービスの量的・質的充実

- (1) 就学前保育・教育の充実
- (2) 多様な保育ニーズへの対応

### 3 子育て世代に対する労働環境の整備

- (1) 男女協働参画への取り組み
- (2) 子育てと仕事の両立支援

### 4 子どもの遊び場づくり

- (1) 子どもの居場所、活動拠点の整備・充実
- (2) 子どもの自由な遊び場づくり

5 子どもの文化的・社会的活動の支援

(1)子どもの自然体験、文化・スポーツ活動の促進

(2)子どもの社会体験・活動の促進

(3)子どもの社会参加の促進

(4)青少年団体、青少年関係団体の活動支援

(5)子どもの読書活動の推進

6 教育内容の充実と開かれた学校づくり

(1)学校教育の活性化

(2)地域に開かれた学校づくり

(3)心の教育の充実

(4)人権教育の推進

(5)次代の親の育成

7 健全育成と自立支援

(1)自立への支援

(2)問題行動の予防と早期発見・対応

(3)非行防止に向けた市民運動の推進

8 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

(1)地域における生涯学習・交流の促進

(2)地域福祉活動における多世代交流の促進

## 5 重点的に取り組む項目

新子どもプラン（次世代育成支援対策行動計画）を推進するにあたって、主要な施策のうち、関係部局の総合的な調整のもと、特に積極的に取り組むものとして、次の4つの課題を掲げ、その充実を図ります。

### （1）少子化への対応

少子化傾向がさらに強まる社会にあって、子育てを家庭の問題としてだけでなく、社会全体の課題としてとらえ、男女の役割の見直し、仕事と家庭の両立支援など、子育てに夢をもつことができる社会づくりに向けて、積極的に取り組みます。

自分の子どもを持つ前に乳幼児と接した経験が少なく、実際に親になってから育児不安・悩みを抱える保護者がいる中で、家族で孤立化しないための支援に積極的に取り組みます。また、子どもや子育ての相談窓口や交流の場に関する情報提供を積極的に取り組みます。

\* 保育サービスの拡充

\* 子育てに関する情報交換・相談のできる場の整備

\* 子育て支援センター・子育てサロン等の充実と子育てサークル活動への支援

### （2）教育コミュニティの形成

子どもたちに生きる力と豊かな心を育むとともに、子どもを安心・安全に育てるためには、学校等・家庭・地域が協働して教育や子育ての課題に取り組む必要があります。

これまでも子どもを中心とした地域での交流等が進んできましたが、今後もこれらの成果を踏まえ、引き続き、乳幼児から青少年までの子どもが輝く地域教育コミュニティの活性化に取り組んでいきます。

\* 地域教育コミュニティの活性化・充実

### （3）大人と子どもの協働の場づくり

「箕面市子どもの生活実態調査」（平成12年9月）で明らかになった、大人と子どもの意見の違いだけでなく、子どもたちの中でも居場所に対し、様々な考えがあることが明らかになってきたことを踏まえ、あらためて、子どもの視点から居場所の確保に取り組めます。

公共施設については、一部が子どもに開放され、自主的な取り組みが進められていること、公園や緑地については、地域の大人と子どもが整備に関わり始めていることを踏まえ、大人と子どもが共に育つまちづくりに取り組みます。

- \* 子どもの居場所の確保
- \* 子どもの意見を聴く場の整備
- \* 子どもの意見が各種施策や地域事業に反映する取り組みの推進

#### (4) 子どもの安全・安心の推進

平成12年に児童虐待の防止等に係る法律が施行されて以降、通告義務が周知され、様々な児童虐待ケースが取り上げられるようになりました。取り組みの促進により、これまで明らかにされなかった事象が表面化してきた面もありますが、一方で、子どもが適切に養育をされていない実態は継続しています。したがって、今後とも市民と行政のネットワークを築きながら、虐待の予防、早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

近年、子どもたちの安全を脅かす事件・事故が相次ぐ中、子どもたちをどのように守っていくかについては、学校等、地域、家庭、警察、関係機関との連携・協力が不可欠です。特に学校等においては、防犯設備の整備等、安全管理に努め、地域とのつながりを生かした安全対策を進めていきます。また、交通安全教室等、警察との一層の連携を図り交通事故の防止に努めます。さらに、不審者情報を共有するなど小学校区を拠点とした地域防犯を進めていきます。

- \* 児童虐待防止ネットワークの充実
- \* 地域との連携による安全の確保
- \* 学校等の安全管理体制の充実
- \* 不審者等に関する情報提供の推進